

平成26年4月22日

上ノ国町議会議長
若狭大四郎 様

氏名 岩城昇印

平成25年度政務活動費に係る収支報告について

上ノ国町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項(第2項)に基づき、別紙のとおり平成25年度政務活動費収支報告書を提出します。

政務活動報告書

1 政務活動名

政務活動事業

2 政務活動内容

平成26年6月24日・25日

道内市場視察

平成26年7月11日・12日

道外市場視察

平成26年8月21日・22日

北海道大学地方議員向けサマースクール

3 政務活動成果

6月24日（月）

○午前11時～12時30分 丸果室蘭青果訪問

対応者：馬場部長

現在は岩手県産を取り扱っており、1,200～1,300/kgの売価となっております。道南産では、伊達が日量5～10枚程度の出荷であり1,000/kgとなっている。他産地でも春先の天候不順により播種の遅れ、また5月の低温により出荷が遅れている様子。販売に関しては、九州への転送がメインであり近郊の量販店には5枚程度の納品となっている。

今後、もっと数量を捌けるように取引先を探すとの事。当生産組合からも規格・品質を維持した出荷を約束いたしました。

○午後2時30分～3時 苫小牧中央青果訪問

対応：島代表取締役社長、海老子次長、河村課長

現在は岩手県産を取り扱っており、1,200/kgの売価となっている。道内産では栗山の個選品が日量5枚程度であり、1,000～1,100円となっている。当産地では天候不順により出荷が遅れている状況を説明する。少量でも出荷して欲しいと要望があり、6/26より出荷する事とする。

6月25日（火）

○午前6時30分～8時30分 丸果札幌青果訪問

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

(例～○○調査研究、○○研修、○○広報・広聴、○○会議など)

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

別紙2

対応：奥部長、鈴木課長代理、佐藤係長

AM 7時よりセリ開始

場内サヤ売場では七飯産、上ノ国産が上場されておりました。例年、6月中旬には石狩産も出荷されている状況となっているが、本年では春先の天候不順と低温により出荷が遅れている。七飯産は日量100枚程度の出荷であり、秀Mで2,200/kg・秀Lで2,000/kgとなっておりました。当産地では、30枚の出荷であり2,500/kgとなっております。

スナップは若松産・北桧山産が40枚程度の出荷。1,800/kgでの売価となっておりました。当産地では、5枚の出荷であり1,800/kgでありました。スナップの出荷も遅れている状況。北桧山、石狩ではスナップの作付面積が増加している様子。石狩ではスナップの共選を行っているが、打撲が目立ち品質が悪いとの事。

競合産地では岩手県が6月中旬より出荷スタート。石狩では7月10日頃より出荷見込み。当地区のサヤは道内でも1、2の高品質と評価を頂き、今後も品質を維持した出荷をお願いしますとの事。

○午前8時30分～9時30分 札幌ホクレン青果訪問

対応：近藤課長、菅原主任

現在は七飯産、上ノ国産を扱っている状況、単価は丸果札幌と同様。昨年は丸果の単価を基準にしていた傾向であった為、丸果に負けない単価で販売して欲しいと要請致しました。他産地は石狩が個選出荷は7月上旬頃、共選についてはまだ決まっていない様子。下川地区も近々出荷される見込みとなっている。

○午前10時15分～ 樽一小樽中央青果訪問

対応：伊藤代表取締役社長、渡辺常務取締役、竹内次長

現在はサヤの入荷数量が例年より少ない状態、観光客が原発前に比べると1割減。居酒屋、食堂関係でも扱う量が減少してきている様子。取引先を増やし販売数量を増やして行きたいとの事でした。

当生産組合より品質・規格を維持した出荷を心掛けるので、少しでも高値で取引して頂きたいと要請致しました。

7月11日（木）

○午後3時～ 大果大阪青果訪問

対応：大果大阪 田中執行役員部長、大原課長

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など)

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

別紙2

大果大阪北部支社 西原主任

東果大阪 松山課長

現在、大果大阪では青森の終盤、北部支社では岩手、東果では石狩・下川を主に取り扱っている状況。他産地でも当地区同様、1週間～10日程度の遅れとなっている。昨年この時期は単価が下落し1,000/kgを下回る状況であったが、本年は全国的に野菜物の出荷が遅れており、2,000/kgの単価となっている。16日頃より石狩・下川地区の出荷数量は現状の倍以上になる見込みであり、苦戦すると見られる。来週以降は厳しい販売状況になるだろうとの事、それでも上ノ国産が無いとやつては行けないと各市場販売担当者からの言葉を頂く。

7月12日（金）

○午前8時15分～ 神果神戸青果訪問

対応：柳瀬常務取締役、徳本専務取締役、坂根執行役員部長、田村課長代理

現在は青森、岩手、石狩を主に取り扱っている状況。東北産は終わり傾向にあり、エア一代の都合もあり関西方面には出荷が少なくなるとの事でした中卸から量販店への売りが多くなっております。量販店も道内産に切り替えが進み、50～70ケース程度が注文となっている様子。全体的に1週間の遅れとなっている。

スナップはまだ入荷量が少ないが次週以降から多くなってくる見込み。石狩地区がメインとなってくる。

○午前11時～ 京都青果訪問

対応：松下部長、薩摩課長補佐

現在は青森、岩手が少量、道内では大正・下川を取り扱っている状況。6月までは市況が重い状況であったが、7月から上向き傾向となっている。取引先としては、近年は大型量販店より中小企業への納めが大きくなっている。

いんげんは長野、愛媛を取り扱っている様子、ホテル関係ではL、Mサイズが好まれるとの事。スナップ・いんげんはMサイズ中心での販売が高単価となるとの事でした。

和歌山では土壤消毒を、圃場へ水を溜め、ビニールシートを被せて蒸す方法を行っている様子。当地区ではクロルピクリン錠剤の試験を行っており、連作障害の対応をしている事を説明する。

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など)

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

別紙2

○午後3時～名果訪問

対応：横山室長、石原部長、鹿取課長補佐、藤田考査役

現在は青森、岩手、道内では下川、名寄、石狩を取り扱っている様子。本年は昨年以上の数量を出荷してほしいとの事。昨年同様、秀A・秀品の出荷で対応を要望される。

スナップはホテルでの需要が高く、昨年の倍は欲しいとの事。L規格よりM規格の方が売れ易いとの事。

春のハウス栽培でのスナップは、需要が高く面積をもっと増やして欲しいと要望される。最低でも2,000/kgを割る事は無いと思われるため、ハウス栽培をもっと薦めて欲しいとの事。

当生産組合より品質・規格を維持した出荷を心掛けるので、少しでも高値で取引して頂きたいと要請致しました。各市場、上ノ国無しではキツいとの言葉を頂きました。

北海道大学大学院公共政策学携研究部、教育部

主催 2013地方議員向けサマースクール講習会

期日 H25年8月21日 PM12時45分～5時55分

場所 北海道大学研修室5番教室

参加数 1日コース32名

開講あいさつ 北海道大学公共政策大学院院長 山崎 幹根氏

1、議員提案の条例立案のポイントについて（岸本教授）

(1) 国、地方公共団体の存在意義～社会管理機能

- ・市民社会の自立性＝社会構成員（個人）の自由・自立、私的自治
- ・国家（地方公共団体）＝社会の自立法を前提・尊重を前提とした社会問題の効率的解決「社会管理」機能、社会（全体）に係る「公共的」な問題の解決＝社会管理＝公共の福祉の実現

(2) 古典的社会管理作用～自由の“規制”＝規制行政・侵害的行政教育・社会インフラ整備、生活保護（恩恵的、最低限度）

- ・侵害行政、受益行政を問わず、社会構成員（個人）の自由、財産、権利利益、私益に広範に影響を及ぼす。

(3) 法治主義～公益の調整

- ・国、地方公共団体の社会管理作用（公共の福祉＝公益の実現）は一貫、公正、平等に為されなければならない。（ルールによる行政）法治主義

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

（例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など）

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

別紙2

1. 法理主義、放逸による行政の原理

法律“条例”＝「法律の範囲内で」 “政省令”～「法律の委任がある場合を除いては」

※条例は議会制定法の一つとして、法律に準ずる重要な位置を占める。

2. 条例制定論の基礎～法の範囲内で？

(1) 憲法上の要件

政省令（国の行政機関による立法＝行政立法）の要件＝法律の委任

条例＝住民に直接選挙された地方「議会」による立法＝法律の範囲内で

◎徳島市公安条例事件

条例～地方公共の安寧と秩序の維持という目的で法律とは異なった規制を加える

→既に国の法律が存在するのであるから、これに抵触する条例は制定できない（条例が先でも後に法律が制定されたら法律の法が優先とする）のではないか

→法律先占論

◎両者の大正事項と規定文言を対比するのみではなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって判断する。

(3) 法律の趣旨、目的、全国一律規制？それとも全国最低基準（ナショナルミニマム）？

全国一律規制＝条例による横出し規制、上乗せ規制はできない

全国最低基準＝地域の実情に応じた独自規制、上乗せ規制は可能

以上、憲法上の法律と条例との仕組、行政の原について議員提案する主旨

PM 1時25分

政策立案の基本 教授 宮脇 淳氏

◎政策とは何か 公共政策とは何か

1. 政策の提議～◎理想と現実を繋げる手段の集まり

法的思考と政策思考の違い

1 法的思考～過を見る思考・地方議員は責任がある（町民から選ばれ当選している。～町を元気にする義務がある）

2 政策思考～将来を見る思考

◎政策思考力の基礎（政策の提議～理想と現実をつなげる手段の集まり）

※行動～思考（法的思考、政策思考）創造力

◎感覚（情報力、分析力）意志力～直観力

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

（例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など）

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

様式2

◎思考の構造と限度

知識～（学習、経験）情報～思考～新たなイメージ（偏見の自覚）

◎意識改革、創造とは何か

※自分の思い込み意識改革

偏見に気づくこと創造性の発揮

◎分析と評価の違い

1. 分析～特定の出来事を構成する要素を明確にすること
2. 評価～特定の出来事に一定のものさしを当てはめ良し悪しを判断すること～ものさしの設定重要～プロセス評価とインパクト評価

※分析と仮説設定

1. 分析の重要性～①問題を構成している要素を明確にすること
②分析の質が政策の質を大きく左右する
2. 仮説設定、重要性、未来を描く～①問題の原因と改善の流れを仮説する
②仮説設定は正否とが関係ない
③インパクト評価（影響度）の重視
3. 帰納法的接近の重要性と限度

※テーマの正義化、正当化

- ・子育てにやさしいまちづくり～政策議論が出来ない
- ・地域資源の活用による魅力があるまちづくり

◎オツカムの剃刀＝シンプルな政策から考える

※政策選択肢の抽出と決定（集団でアイディアを考える）

- ①ブレーンストーミングでグループ議論
- ②ダメ出しをせず多くの案を提示する
- ③案の相互関係を検討しグループ分けする
- ④インパクトの高いと考えられるグループに分ける
- ⑤「政策の樹」を形成する

※ふたつの大きな構造変化

1. 少子、高齢化社会

- ①毎年右肩上がりで所得が増加する時代の終焉
- ②限られた資源を最適に活用することが必要な時代
- ③縦型ではなく横型の結びつきが重要となる時代

2. グローバル化社会

- ①国境が低くなり、地域が世界と直接結びつく時代
- ②個性を限りなく發揮し「知」が大きな資源となる時代
- ③集中型ではなく分散型が求められる時代

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

（例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など）

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

様式2

◎地域が個性を出し内外の各地位と直接結びつく時代

※地域経営力の変化

多様化に則した創造力のある融合

労働力 資本力

ネットワーク力

技術力 情報力

◎国際化からグローバル化

・国際化

①国境があることを前提

②国と国との関係をスムーズにすること

③産業国家に摘する

・グローバル化

①国境をできるだけ低く

②地球を薦めること

③地域と地域が直接繋がる

④情報化時代に摘する

※自治体財政の見方とチェックポイント

大学院教授 石井 吉春氏

◎自治体財政（予算、決算）

（2）税収と歳出純計の推移

・歳入の基礎となる税収と国と地方の重複分を除いた歳出純計を見ると税収は景気後退や減税などにより、97年度の90.1兆円が03年度には76兆円まで減少。その後は徐々に増加してきたが、リーマンショックの影により07年度の91.3兆円から09年には73.1兆円へと大幅に減少

・一方、歳出純計は99年度の161兆円をピークに概ね低下傾向に続けてきたが、09年度は景気対策により144兆円と前年度を上回る水準に→地方比率は95年度に67.1%に達しているなど、地方財政の膨張が財政悪化の主要要因の一つに→08年度以降は当初予算の数字のため、決算ベースではさらに大幅な増加となった

・歳出純計に占める税収の比率は、近年上昇傾向にあったが、07年度をピークに低下し、国、地方を通じた税収と歳出純計の推移となっている

（3）長期債務の推移

・地方債をはじめとする地方の長期債務残高は197兆円程度に達しており重複分を控除した国と地方を合わせた長期債務残高は779兆円程度

・当初予算ベースの10年度末見込みは、国は663兆円程度、地方が200兆円程度となっているが、国の増加が目立つ形

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

(例～○○調査研究、○○研修、○○広報・広聴、○○会議など)

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

様式 2

(4) 進展しない財政構造改革

- ・具体的には、世代間の公平なども踏まえつつ、政府の支出規模の目安や主な歳出分野についての国、地方を通じた中期的目標もあり方、歳入名のあり方を一体的に検討し、2006年の年史を目処に「歳出歳入改革」選択肢及び改革程表を明らかにするとの方向を提示
- ・構造改革への取り組みにおいて財政改革に関連する取り組みとして「政府資産、債務改革」（今後10年間で対GDP比をおおむね半減させるとの目安→例えば2%成長を前提にすれば、40%減が目安に「特別会計改革」「公務員の総人件費改革」（今後5年間で国家公務員の5%純減と地方公務員の4.6%以上の純減上積みなど）「継続的な社会補償制度構築」（医療給付費の伸びを検証する際の目安となる指標の策定など）「包括的かつ抜本的な税制改革」などを提起

2. 地方財政を取り巻く急激な環境変化

(1) 地方債及び地方交付税の制度疲労

(地方財形計画の現況)

- ・地方財政計画は翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込額を算定するもので①地方交付税制度との関わりにおいて地方財源の保障を行う
- ・②地方財政と国家財政、国民経済などとの調整を行う
- ・③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となるという役割を
- ・バブル崩壊以降、減税による歳入減や景気対策などによる歳出増によって地方財政計画額（歳出額）が急拡大する中で多額の財源不足が生じることに
- ・98年度の95兆円をピークに減少しているが、財源不足額は15年度の△17兆円まで拡大した後によく減少に転じ、07年度には△4兆円まで減少したが、大幅な税収減などにより、10年度には再び△18兆円まで急拡大

(財源対策の推移)

財源不足は

- ① 常收支の不足の補てん
- ② 久的減税に伴う減収の補てん
- ③ その他の減税に伴う減収の補てんに整理される一方で財源対策は大枠では、①一般会計からの繰入などによる地方交付税の増額②交付税特別会計借り入れによる交付税の増額③建設地方債と位置づけられる財源対策債の発行④特例地方債と位置づけられる臨時財政対策債3の発行などに区分されることに対策債の発行

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など)

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

別紙2

- ・当初は特別会計借入による交付税の増額、地方債の増額が中心だったが、借り手が見えにくく財政錯覚に陥りやすい特別会計借入が増加する中で、国と地方の分担官営を明確にする方向に変更し、03年度までに通常収支の不足分の特別会計借入を廃止し、（国は一般会計から繰入、地方は臨時財政対策費に全額移行）減に伴う減収補てんも07年度には借入を廃止

(2) 地方特例交付金を含む

(3) 国と地方の責任分担の明確化、透明を図る観点から従来は交付税特別会計の借入によっていた通常収支の不足の補てんを国負担分は一般会計から繰入、地方負担を臨時財政対策債で補てんすることとしたもので、03年以降、特別会計借入は恒久的な減収補てんにのみ用いられている

(今後の見通し)

今後については①法定率分の回復が景気の先行きに大きく左右されることさらに安定的な経済成長経路が必ずしも明確になっていないこと②08年度末で交付税特別会計借入が33.6兆円、臨時財政対策債も21.6兆円に達しており、仮に20年度均等償還するとしても、3.4兆円程度の元利償還が必要となり、将来の交付税の減額要因となることなどを考えると相当の減額に向かわざるを得ないものと、こうした財源見通しを前提にすれば、ミクロの財源保障が意味をなさなくなる可能性は強いと言わざるを得ず、今後の本格的高齢化が大都市圏で進展し、これまで比較的余裕があるとされてきた大都市の財政事情も厳しさを増していくことが確実とみられることなども考え合わせると地方債償還の財源調達は今後さらに厳しい局面を迎えることに

6. 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額から実質赤字の合計額を控除した額に公営企業の特別会計の資金余剰額の合計額から資金不足額の合計を控除した額を加えて算出する

(財政の早期健全化)

- ・地方公共団体は健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、等倍比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を定めること
- ・財政健全化計画については、議会の議決を経て定め、速やかに公表とともに総務大臣、都道府県知事に報告することに→当該団体は毎年度その実施状況を議会に報告、公表し、総務大臣、都道府県知事に報告
- ・財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は必要な勧告をすることができる

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など)

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

別紙2

※まとめ

山崎院長は国道共に法律条例等、地方として守るべき議会制定法（条例）がありますが、具体的に法律に定めたれた一貫、公正、平等が為されなければならない。議員は議会議員としての資質向上を目指して努力をする必要があります。

宮脇氏より政策立案の基本、岸本氏より議員提案の条例立案のポイント、石井氏より自治体財政、以上の内容での講義がなされた。三氏よりの講義は町行財政に係る講義で特に自治体財政に係る内容については、詳しく今後の我が町の財政の見方とチェックポイントを知る事が出来ました。

最後に山崎大学院院長より修了証書を終了致しました。

注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。

(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など)

2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

修了証書

岩城 昇 殿

あなたは 北海道大学大学院公共政策学連携研究部・教育部（公共政策大学院）主催の「2013地方議員向けサマースクール（1日コース）」において所定の課程を修了しましたのでこれを証します

平成25年 8月21日

北海道大学大学院

公共政策学連携研究部長・教育部長

山崎 幹 根

